|  |
| --- |
| ※　本文は作成例ですので、黒字（例文）、赤字（記載例）については事業所の実態に合うよう編集し、青字（作成上の留意事項）については作成後に全て削除してください。  ○○会社消防計画    令和○○年○○月○○日作成 |
| 第１　目的及びその適用範囲等 |
| １　目的  　　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、○○会社の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名を記入  ２　適用範囲  　(1)　 この計画に定めた事項については管理権原の及ぶ範囲である次の部分及び者に適用する。  　　ア　当該管理権原の及ぶ範囲は敷地内すべての防火対象物とする。  　　イ　○○○○会社に勤務し、出入りするすべての者　　　　　　　　　事業所名を記入  　　ウ　防火管理業務の一部を受託している者　　　防火管理業務委託非該当の場合は削除  ３　防火管理業務の一部委託について〔　該当・非該当　〕 該当するものに○をつける  　(1)　委託者からの指揮命令　　　　　　　　　　非該当の場合は（1）（2）（3）を全て削除  　　　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。  　(2)　受託者への報告  　　　受託者は、受託した防火管理業務について定期に防火管理者に報告する。  　(3)　防火管理業務の委託状況  　　　別表８「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。 |

|  |
| --- |
| 第２　管理権原者及び防火管理者の業務と権限 |
| １　管理権原者  　(1)　管理権原者は、○○○○会社の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名を記入  　(2)　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。  　(3)　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。  　(4)　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。  ２　防火管理者  　　防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。  　(1)　消防計画の作成（変更）  　(2)　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施  　(3)　火災予防上の自主検査の実施と監督  　　　次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。  　　ア　建物　　 基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段 　　　　建物の主要構造等を記入  　　イ　防火設備　防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁　　　火災拡大を防ぐ設備を記入  　　ウ　避難施設　廊下、階段、避難口　　　　　　廊下や階段等避難に必要な施設を記入  　　エ　電気設備　分電盤、変電室　　　　　　　　　　　電気を使用する設備全般を記入  　　オ　危険物施設　少量危険物貯蔵取扱所 　　　　　危険物等を貯蔵している場合記入  　　カ　火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）  　　　　給湯設備（器具）、ガス設備（器具）、ボイラー　　　火を使用する設備全般を記入  キ　消防用設備等　消火器、自動火災報知設備、誘導灯　該当する消防用設備等を記入  　(4)　防火対象物の法定点検の立会い　　　　　　　　　　　　　　　非該当の場合は削除  　(5)　消防用設備等の法定点検・整備及び立会い  　(6)　改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立  　(7)　火気の使用、取扱いの指導、監督  　(8)　収容人員の適正管理  　(9)　全従業員に対する防災教育の実施　防災教育の対象者を記入（病院、学校等は職員）  　(10)　防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督  　(11)　管理権原者への提案や報告  (12)　放火防止対策の推進 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第３　消防機関との連絡等 | | | | | |
| １　消防機関へ報告、連絡する事項 | | | | | |
|  | 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |  |
| (1)　防火管理者選任（解任）届出 | 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき | 管理権原者 |
| (2)　消防計画作成（変更）届出 | 消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき  ア　管理権原者又は防火管理者の変更  イ　自衛消防組織の大幅な変更  ウ　用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更  エ　防火管理業務の一部委託に関する事項の変更　　　　　　　非該当の場合は削除 | 防火管理者 |
| (3)　訓練実施の通報 | 自衛消防訓練を実施するとき | 防火管理者 |
| (4)　消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告 | １年に１回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書）  特定防火対象物１年　非特定防火対象物３年 | 防火管理者の確認を受けた後に報告する。 |
| (5)　防火対象物定期点検結果報告　※ | １年に１回　　※　非該当の場合は削除 | 管理権原者※ |
| (6)　消防用設備等・特殊消防用設備等設置届出 | 消防用設備等・特殊消防用設備等を増設、取替え、移設したとき | 管理権原者 |
| (7)　火災予防条例にかかる届出・申請 | 少量危険物・指定可燃物の貯蔵又は取扱い、  火気使用設備等・電気設備等の設置、  火気規制場所における裸火等の使用をするとき　　　　　　上記が予想される場合記入 | 管理権原者 |
| ２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管  　　管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。 | | | | |

|  |
| --- |
| 第４　火災予防上の点検・検査 |
| １　日常の火災予防  　(1)　防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表１「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。  　(2)　別表１は全従業員（全職員）に配付し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。  　(3)　防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務の確認を行う。      ２　自主的に行う検査・点検  　(1)　火災予防上の自主検査  　　　自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。  　　ア　日常的に行う検査は、別表２『自主検査チェック票（日常）「火気関係」』及び別表３『自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　適任者を指定して記入  　　　(ｱ)　「火気関係」のチェックは毎日終業時に行う。　　　　終業時等をとらえて記入  　　　(ｲ)　「閉鎖障害等」のチェックは１日２回行う。　避難施設、防火設備について実施  　　イ　定期的に行う検査は、別表４「自主検査チェック票（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。　　　　　　　　　　　　　　　適任者を指定して記入  　　　　実施時期は、○月と○月の年２回とする。　　　主に防火に関する項目について実施  　　ウ　防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。  　　エ　消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、防火管  理者が確認、検査を実施する。　　　　　　　　　特例が適用されていない場合は削除  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(2)　消防用設備等の自主点検  　　　消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。  　　ア　自主点検は、別表５「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、防火担当責任者がチェックする。　点検者を防火管理者、防火担当責任者、火元責任者の中から指定  　　イ　実施時期は、○月と○月の年２回とする。  別表６に定める時期の合間に６ヶ月ごとに１回は実施するよう記入  ※防火対象物点検該当の場合は毎月実施するよう記入 |

|  |
| --- |
| ３　防火対象物の法定点検及び消防用設備等の法定点検  　(1)　防火対象物の法定点検は、（株）○○防災設備　に委託して行う。　　点検業者を記入  　(2)　消防用設備等の法定点検は、（株）○○防災設備　に委託して別表６により行う。  　(3)　防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。  　(4)　建築基準法に定める定期調査を行い、建築物の維持管理に努めるものとし、防火管理者は、定期調査実施時に立ち会わなければならない。  　　　　　　　防火対象物点検が非該当の場合は防火対象物点検にかかる部分を削除  　　　(1) (2)　の点検を自社の資格を持った従業員等が実施する場合はその氏名を記入する  ４　報告等  　(1)　自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、日常的に行なう検査は概ね月に１回、定期的に行なう検査は実施した都度、防火管理者に報告する。  ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。  　(2)　防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。  　(3)　防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。  　(4)　自主検査、自主点検の実施結果として別表２～５を防火管理維持台帳に編綴する。  ５　その他  建物、防火設備、避難施設の検査は建物所有者が実施する。 |

|  |
| --- |
| 第５　厳守事項 |
| １　従業員等が守るべき事項  　(1)　全従業員（全職員）は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。  　　ア　避難口、廊下、階段、通路には、避難障害物品（椅子、自動販売機等）を置かない。  　　イ　階段等への出入口に設けられている扉の開閉を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。  　　ウ　防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は直ちに除去する。　　　　　　　　　防火シャッター等の防火設備が設置されていない場合は削除  　エ　上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。  　　オ　担当階の非常口等のマスターキーや管理状況について常に確認しておく。  飲食店やホテル・旅館で該当する場合のみ記入　該当しない場合は削除  　(2)　火気管理等  　　ア　喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。　　　　　　　　　　　　　　　　全面禁煙の場合はア、イ削除  　　イ　喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。  　　ウ　火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。  　　エ　火気設備器具は指定された場所で使用する。　火気設備器具のない場合はウ、エ削除  　　オ　燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。  　　カ　危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。  　　キ　客席内における観客等の喫煙制止について、万全を図る。　　　　　　劇場等が記入  吸殻の回収は一定時間ごとに行い、他のゴミと分別処理する。　　　遊戯場等が記入  　　　　厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期的に清掃する。  　　　　調理担当者は、火気使用中は、絶対に持ち場を離れない。　飲食店、ホテル等が記入  　　　　油ぼろ等は、他のゴミと分別処理する。　　　　　　　　　　遊技場、工場等が記入  　(3)　防火管理者への連絡、承認事項  　　　次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。  　　ア　指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき  　　イ　各種火気設備器具を新設又は増設するとき  　　ウ　危険物等を使用するとき  　　エ　ステージ・舞台等で危険物品や火薬類（クラッカー、花火等）又は火気を使用し、 ショーや演技を行うとき　　　　　　　　　　　　　　キャバレー、ホテル等が記入  　　　　カーテン、じゅうたん等を設置し又は交換しようとする時　　防炎規制対象物が記入  　　　　配置替えによる売場の模様替え又は主要、補助通路を変更するとき　百貨店等が記入 |

|  |
| --- |
| (4)　放火防止対策  　　ア　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。  　　イ　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。  　　ウ　建物内外の整理整頓を行う。  　　エ　トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。  　　オ　火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。  　　カ　警備員による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。  　　　　裏口から出入りする者のチェックを行う。　　　　　　　　百貨店、病院等が記入  　　　 始業時に従業員に対して、放火防止の教育を行う。　　　遊技場、飲食店等が記入  ２　防火管理者等が守るべき事項  　(1)　収容人員の管理  　　　防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入店しないように従業員に徹底する。  集会所、飲食店、百貨店等不特定多数の者が出入りする対象物が記入  　　　各階の宿泊室及び宴会場の使用状況等を把握し、従業員等に徹底する。ホテル等が記入  　　　重症患者、老人、乳幼児等、自力避難が困難な者は低層階に収容する。　病院等が記入  　　　入院時等のチェックを励行し、患者数や入所者数を棟ごとに常時把握する。  　　　通園する園児の人員をチェックし、事務室の掲示板に記入し収容人員を常時把握する。幼稚園、保育園等が記入  　　　登校する生徒の人員をチェックし、職員室の掲示板に記入し収容人員を常時把握する。  学校等が記入  　　　集会会議室等に多数の人員を収容する場合は、避難誘導員の配置と、必要に応じた入室の制限を行う。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　集会所、事務所等が記入  　　　客席内の避難通路に観客等を収容しないこと。　　　　　　　　劇場、飲食店等が記入  　　　出入口その他見やすい場所には、定員を記載した表示板を設けるとともに入場者数が定員に達したときは、直ちに満員御礼を掲げること。　　　　　　　　　　　劇場等が記入  　　　催事やバーゲンセール会場などの開設に伴い、混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。百貨店等が記入    (2)　工事中の安全対策の樹立  　　ア　防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。  　　　　また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて工事中の消防計画届出を行う。  　　　(ｱ)　増築等で建築基準法第７条の６に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき  　　　(ｲ)　消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき  　イ　工事人等の遵守事項  　　　　防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。  　　　(ｱ)　溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。  　　　(ｲ)　工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。  　　　(ｳ)　工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。  　　　(ｴ)　危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。  　　　(ｵ)　放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。  　　　(ｶ)　防火管理者の指示すること。 |

|  |
| --- |
| (3)　火気の使用制限  　　　 防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。  　　ア　喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定  　　イ　火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定  　　ウ　危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定  　　エ　工事等の火気使用の禁止又は制限  　　オ　その他必要と認められる事項    　(4)　その他  　　ア　防火戸・防火シャッターの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに必ず明示する。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　防火戸・防火シャッターがない場合　ア削除  　　イ　避難経路図を作成し、１階の出入口付近、各階段の付近、従業員休憩室（ホテルの場合全宿泊室）に掲出する。　　　　　　　　避難経路図を掲出する場所を具体的に記入  　　ウ　火災予防条例基準に従い、客室及び避難通路を管理する。　　　　　　　　　　　　劇場等、キャバレー等、飲食店、百貨店等が記入  　催物開催時、防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行うものに対し、火災予防上必要な指示をし防火管理者に報告させる。　　　　　　劇場、ホテル等が記入  　　　　　(ア) 催物主催者側の責任者  　　　　　(イ) 催物内容、催物規模等の概要  　　　　　(ウ) 火気等を使用する場合の火気取扱い責任者  　　　　　(エ) 喫煙管理及び火気管理の徹底方法  　　　　　(オ) 火災などの災害時における観客等の避難誘導対策等  　　　　非常の際は速やかに特殊照明及び音響停止するとともに、避難上有効な明るさを確保する。　　　　　　　　　　　　　　ディスコ、キャバレー、遊技場等が記入  防火管理者は、定期的に施設内にあるカーテン、敷物等が防炎物品であるかを確認する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　防炎規制対象物が記入 |

|  |
| --- |
| 第６　自衛消防組織等 |
| １　組織の編成  　　自衛消防組織の編成は、別表７のとおりとし、この別表は、従業員休憩所、従業員更衣室、事務所の見やすいところに掲示する。　　　　　別表７を掲出する場所を具体的に記入  ２　自衛消防活動  　　消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。  　　なお、従業員には、別に「防火管理マニュアル」を作成し、配布する。  　　　　　　　通報要領や消火設備操作要領等を防火管理マニュアルで定める場合は記入  　(1)　通報・連絡  　　ア　火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、　　　　内線電話により事務室へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。  　　　　　　　　　　　　　　　　１１９番通報以外に火災の連絡する場所を定めた場合記入  　　イ　事務室の勤務員は消防機関へ通報するとともに、放送設備（火災発生を知らせる手段）により出火場所や消火・避難誘導などの指示をする。  ウ　ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。  　　エ　管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。  　　オ　自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、１名以上事務室（受信機設置場所）に残し、他の者は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。  　　カ　現場に急行した勤務員は、非常電話等（連絡手段）により事務室等（受信機設置場所）に連絡する。また、事務室（受信機設置場所）の勤務員は、現場から火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（119)へ通報する。  　　キ　事務室等の勤務員は、火災状況によっては放送設備を手動に切り換え、必要な事項を放送する。 　　　　　　　　　　　　　　放送設備が設置されていない場合は削除  　(2)　初期消火  　　ア　初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。  　　イ　初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓設備を用いて消火する。　　　　　設置されている消火設備を記入  (3)　避難誘導  　　ア　避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。  　　イ　放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導に使用する設備、器具を具体的に記入  　　ウ　避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。  　　エ　避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。  　　オ　エレベーターによる避難は、原則として禁止する。 エレベーターがない場合は削除  　　カ　屋外階段からの避難を原則とする。　　　　　屋外階段が設置されてない場合は削除 |

|  |
| --- |
| (4)　安全防護  　　ア　逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッター（設置されていない場合は削除）、避難口を閉鎖する。  　　イ　空調設備と常用エレベーターの運転は、中止する。 　　　　設置がない場合は削除  　　ウ　排煙設備の運転、危険物品等の移動・除去、非常電源の確保、水損防止を行う。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　該当しないものは削除  　(5)　応急救護  　　ア　応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。  　　イ　応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。  　　ウ　原則として、屋外駐車場、近隣の公園（安全な場所を選定）に救護所を設置する。  救護所は、状況に応じた臨機応変な位置とし、必ずしも場所を定めておく必要はありません  　(6)　救出、救護  　　　応急救護担当は、地震時において前(5)の任務のほか、次の活動を行う。  　　ア　倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。  　　イ　救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。  　　ウ　救出にあたり危険が伴う資機材を使用する場合は、努めて機器の取扱いに習熟した者が取り扱う。  ３　自衛消防隊の活動範囲  　(1)　自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。  　(2)　近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。  　(3)　ア　近接する建物等に対する応援は、○○との応援協定の範囲内する。  　　　イ 前アの協定は、管理権原者が行う。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　近隣事業所との応援協定などがない場合は削除 |

|  |
| --- |
| 第７　休日、夜間の防火管理体制 |
| 緊急連絡先　　 TEL ○○○○－○○○○－○○○○ 氏名 ○○○○　　　　　　　　管理権原者や防火管理者、近隣在住の責任者などの連絡先を記入  １　休日、夜間に在館者がいる場合  　(1)　休日、夜間の防火管理体制  　　　休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。  　　　休日、夜間の防火管理体制は防火管理マニュアルで定める。定める必要がない場合削除　　　　　　　　　　　　　夜間の勤務員が少数になる事業所は定めることが好ましい  　(2)　休日、夜間における自衛消防活動  　　　休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。  　　ア　通報連絡  　　　　火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。  　　イ　初期消火  　　　　消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　設置されている消火設備を記入  　　ウ　避難誘導  　　　　入館者がある場合は、放送設備、携帯用拡声器を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用する設備、器具を記入  　　エ　消防隊への情報提供等  　　　　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。  　　オ　休日、夜間の自衛消防組織及び任務は、別に定める。　　　　　　　　　　　　　　在館者や客に対して従業者が著しく少なくなる可能性のある病院、ホテル、社会福祉施設等は緊急時の対応について細かく定めることが好ましい  ２　休日、夜間に無人となる場合　　　　　　　休日、夜間に無人にならない場合は削除  　　休日、夜間において無人となる場合は、警備会社、消防署からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡のくる可能性のあるものを記入 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第８　地震対策 | | | |
| １　日常の地震対策  　(1)　地震対策を実施する責任者は、○○○○とする。　　　　　　　　　　　　　　　　施設・設備を維持管理する権原のある者を記入  　(2)　地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。  　　ア　ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。  　　イ　窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。  　　ウ　火気設備器具等からの出火防止措置を行う。  　　エ　危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。    　(3)　地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。 | | | |
|  | 備　蓄　品　目 | 備蓄場所 |  |
| １ 飲料水  ２ 非常用食品（缶詰、乾パン）  ３ 医薬品  ４ 懐中電灯  ５ 携帯ラジオ  ６ 携帯用拡声器　必要な物を記入 | 事務室、倉庫  地震時に容易に取り出すことのできる場所を記入 |
| ２　地震後の安全措置  　(1)　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。  　(2)　出火防止  　　ア　火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。  　　イ　ボイラー担当者は、ボイラーの使用禁止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。　　ボイラーが設置されていない場合は削除  　(3)　出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。  　(4)　地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。  　(5)　各設備器具は、安全を確認した後、使用する。  　(6)　避難通路の確保を行う。  　(7)　防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ、把握する。 | | | |

|  |
| --- |
| ３　地震時の活動  　　地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。  　(1)　情報収集等  　　　通報連絡担当は、次のことを行う。  　　ア　テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。  　　イ　混乱防止を図るため、必要な情報は在館者に知らせる。  　(2)　救出、救護  　　ア　救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。  　　イ　負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。  　　ウ　地震時の災害規模によって、消防隊による救出が困難であると予想される場合は、可能な限りの救助作業を行う。  　(3)　避難誘導等  　　ア　各避難誘導担当は、在館者の混乱防止に努め、次のことを行う。  　　　(ｱ)　在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。  　　　(ｲ)　在館者を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所（○○市○○町○丁目○○小学校）までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。  　　　(ｳ)　避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。  　　　(ｴ)　避難誘導は、在館者の先頭と最後尾に従業員を配置して行う。  　　　(ｵ)　避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。  　　　(ｶ)　避難は一時集合場所○○○○に集合し、人員確認後、避難する。  イ　各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。　　　　　　　　在館者の部分は事業所の形態によりお客様、生徒等と記入  ４　使用の再開・復旧  　⑴ 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧使用するときは、次の措置を講じる。  　　 ア 工事人に対する教育の徹底  　　 イ 立入禁止区域の指定と従業員に対する周知徹底  　　 ウ 避難経路の明確化  　　⑵ 管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害予防等を防止するために次の対  　　　策を講じる。  　　　ア 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置を  　　　 行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。  　　　イ 事業再開時には、火気使用器具の破損状況を検査し、安全であることを確認した後  　　　　使用を再開する。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第９　防災教育 | | | | | | |
| １　防災教育の実施時期等  　　防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は、次表のとおりとする。 | | | | | | |
|  | 対象者 | 実施時期 | 実施回数 | 実施者 | 防火管理者又は  防火担当責任者 |  |
| 新入社員 | 採用時 | 採用時 | | ○ |
| 正社員 | ○月,○月 | 年２回（その他必要の都度） | | ○ |
| アルバイト  ・パート | 採用時等 | 採用時（その他必要の都度） | | ○ |
| 備考 | 〇印は、対象者に対する実施者を示す。 | | | |
| ２　自衛消防隊員等の育成  　(1)　自衛消防組織  　　　管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。  ３　防災教育の内容及び実施方法  　(1)　防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。  　　ア　消防計画について  　　　(ｱ)　全従業員が守るべき事項について  　　　(ｲ)　火災発生時の対応及び地震時の対応について  　　イ　その他火災予防上必要な事項  　　　　防火管理マニュアルの徹底に関すること。 　　 マニュアルを作成しない場合は削除  　(2)　防災教育の実施方法  　　ア　新入社員等採用時の研修期間中に実施する。  　　イ　毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。  　　ウ　従業員及び新入社員の防災教育は別紙１・２により行う。 | | | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第10　訓練 | | | | |
| １　訓練の実施時期等  　(1)　訓練の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は次表のとおりとする。 | | | | |
|  | 訓練の種別 | 実施時期 | 備考 |  |
| 消火訓練  通報訓練  避難訓練  その他の訓練  総合訓練 | ○ 月 ○ 月  ○ 月 ○ 月  ○ 月 ○ 月  ○ 月 ○ 月  ○ 月 ○ 月 | ・別記１により、実施する。  ・その他の訓練は安全防護及び応急救護訓練を実施する。  ・総合訓練は、大規模地震を想定した訓練も合わせ実施する。 |
| (2)　部分訓練を年２回以上、総合訓練を年１回以上実施するものとする。  特定防火対象物については消火・避難訓練を年２回以上実施するよう計画する  　(3)　防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。  　(4)　訓練の参加者  　　ア　自衛消防隊員  　　イ　正社員、パート、アルバイト　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ローテーションを組み全従業員等が体験できるようにする。）  　(5)　防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ通報する。  ２　訓練時の安全対策  　　訓練指導者は自衛消防隊長又は副隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。  　(1)　訓練実施前  　　ア　訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。  　　イ　事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講ずる。  　(2)　訓練実施時  　　ア　訓練実施時において、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。  　　イ　訓練指導者は補助者等を要所に配置し、各操作などの安全を確認すること。  　(3)　訓練終了後  　　　使用資機材収納時には、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。  ３　訓練の実施結果  　(1)　防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、以後の訓練に反映させるものとする。  　(2)　防火管理者は、訓練終了後、訓練内容等について、検討会を開催する。 | | | | |